



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ヒューマン・メタボローム・  
テクノロジーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅野 隆二  
(コード：6090、東証マザーズ)  
問合せ先 経営管理本部長 長谷川 哲也  
(TEL. 03-3551-2180)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月25日開催予定の第13回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- ①当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条第1項の事業目的を一部削除するものであります。
- ②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第23条（取締役の責任免除）および第29条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、定款第23条につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

#### 定款変更案

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～9 (条文省略)	1～9 (現行通り)
10 労働者派遣事業	(削除)
<u>11</u> 前各号に付帯関連する一切の業務	<u>10</u> (現行通り)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月25日  
定款変更の効力発生日 平成28年6月25日

以上